

「町田市街づくり審査会」の答申に基づく助言・指導に関する請願

請願要旨

町田市本町田字二号 249 番、南大谷字十九号 1655 番周辺の緑地（通称「くじら山」）の大規模宅地開発にあたっては、これまで市長あてに5, 560名もの署名者による緑地保全の陳情などがなされてきたところである。（署名者数は当会の上記5, 560名プラス他団体の7, 500名の合計13, 000名強になる）

先般、「町田市住みよい街づくり条例」に基づく「町田市街づくり審査会」が開催され、その答申に基づく助言・指導を町田市が事業者に対して行ったということが、協議申出者である近隣関係住民に4月11日付文書で通知されたところである。

本宅地開発工事においては、湧水地や湿地の盛土造成、急傾斜地の造成などにより、開発地では将来的にいつ起きてもおかしくない状況と言われているM7クラスの首都直下型大地震時には東日本大震災時に経験したような家屋直下の地盤沈下や大規模な家屋・擁壁の傾き、倒壊などの恐れが考えられる。そして、地盤は繋がっているため、開発地だけにとどまらず、斜面上部などの周辺隣接地にも大きな影響を及ぼすのではないかと、多くの住民が不安を抱いている。

また、工事実施期間中の安全確保についても、現時点では不明な点も多く、同様に不安を感じている。

そこで、「町田市住みよい街づくり条例」の目的や基本理念に則り、市民、事業者及び市の相互信頼、理解及び協力のもと、三者の創意工夫による取組によって、地域及び地区の特性を生かした個性ある街づくりを実現し、健康で文化的かつ個性ある地域生活を享受するため、また、本開発事業に関する住民の安全を確保するため次の請願を行うものである。

請願

1. 「緑のデザイン」の積極的な指導

答申に基づく指導（遵守事項）内容に「調整池は緑のデザインを取り入れ」とあるが、単に外周部にツツジ等の植込を作る程度ではなく、調整池のコンクリート擁壁部の斜面緑化、もしくは土による斜面緑化、外周部緑化、池底のビオトープ化等この土地の歴史として湧水・自然環境をイメージできる「緑のデザイン」となるように、町田市から事業者に対して積極的な指導を行うこと。

2. 助言内容の実現に向けた積極的な取組

単に事業者に助言しただけで終わりとするのではなく、例えば、自然保護条例に基づく環境保全計画の作成やそれに関する調整に市としても参加するなど、町田市としても助言内容の実現に向けて積極的に取り組むこと。

3. 宅地開発事業に関する安全確保

今回の答申に基づく指導（遵守事項）内容には、「工事施工前の説明会の開催」や、「工事施工に際しての地域への情報提供を行うこと」などが記載されているが、本開発地において湧水地や湿地の盛土造成、急傾斜地の造成などにより、首都直下型大地震時には東日本大震災時に経験したような家屋直下の地盤沈下や大規模な家屋・擁壁の傾き、倒壊などが発生し、隣接地にも大きな影響を及ぼすのではないかと多くの住民が不安を抱いていることから、単に事業者と住民の間だけでやりとりするのではなく、町田市としても関与し、将来的安全性に関する確認を行うとともに、近隣住民に対して分かりやすい説明を行うこと。